

*Your Success is our Business*

～ amg グループ ～

夢、発想、創造。

税理士法人 アミック  
株式会社 アミック総研  
アミック司法書士事務所アミック労務管理事務所  
アミック行政書士事務所

〒321-0151 栃木県宇都宮市西川田町923-20 TEL:028-908-4411 FAX:028-645-1000

## 『創造経営教室』

弊社は日本創造経営協会の指導を毎月受けています。

創造経営教室の教えは、「経営の改善は人の改善、人の改善は人の心の改善」というものです。そして人の心とは他の人の心ではなく、自分自身の心の改善であるといえます。創造経営教室の考え方では、経営者の個人の家系に流れる家徳と、配偶者の家系に流れる御徳に気づき、これが和合することで個の人生が創造されていきます。社員にもそれぞれ家徳と御徳があり、皆の家徳と御徳が寄り合することで社徳が形成されるそうです。そしてこれが「組織的経営」になると考えます。従って経営者と社員やその家族の家徳が融合していかなければなりません。事業を大きくし社会に貢献するためには「組織的な運営」ができる体制を築く必要があります。要は皆が徳を持っているので、それぞれの社員の徳に気づき、それを生かしていくことです。人が事業を作るのは確かですが、事業が人を育てることもまた事実です。私は社員を育てるために、少し高いレベルの仕事を、権限を委譲して行わせ、結果を出させることが大切だと思います。この積み重ねが自信になり、リーダーに育っていくものと思っています。弊社は毎月「創造経営教室」から講師を招いて研修会を実施し人財育成に取り組んでいます。何かありましたらご相談ください。

税理士法人 アミック 代表社員 谷中 悟

## 「ストレスチェック制度」

今年の12月から、労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上いる事業所ではストレスチェック制度が義務化されます。この制度は、職場環境改善と労働者のストレスマネジメントの向上を目的に掲げており、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査を毎年一回行い、実施状況を労働基準監督署に報告するというものです。

今後は、義務化される事業所の適用範囲の拡大も考えられます。現在、労働者数が50人未満でストレスチェック制度が努力義務となる事業所でも、日頃の職場内コミュニケーションの見直し等、今回の改正を職場環境改善に取り組むきっかけとするのも有意義なのではないでしょうか。